

●香川県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年1月19日から同年2月9日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田上字市地1898 番1地先から	前	6.7~30.0	1,910	道路改築事業に よるバイパスの 建設
丸亀市綾歌町岡田東字下土居 261番地先まで	後	6.7~30.0	1,910	
丸亀市綾歌町岡田上字重永下 1590番1地先から 丸亀市綾歌町岡田東字下土居 261番地先まで	後	26.0~55.8	750	